

報道資料

令和5年1月23日(月)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案(クラスター事案)の発生について (医療法人拓誠会 辻村病院第1報)

医療法人拓誠会 辻村病院において、これまでに入院患者5名、職員2名 計7名の感染が判明しました。感染状況から、院内感染(クラスター)が発生したと考えられます。

1 発生場所

医療法人拓誠会 辻村病院(所在地 宇陀市菟田野松井7-1)

2 感染者の概要(合計7名)

- ・経緯:入院病棟A 1月20日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から6例の感染を確認。
- ・感染者内訳:入院患者5名、職員2名(看護師1名、リハビリ医療技術者1名)
40代1名、50代1名、80代3名、90代2名

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示
- ・職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応(1月23日0時時点)

- ・関係箇所の消毒実施
- ・入院病棟Aの新規入院の受入を休止(1月20日～)

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。